**安芸太田町不妊治療費等助成事業**

**（**治療期間の初日が令和４年３月31日以前の特定不妊治療等の方**）**

**※詳しくは、「安芸太田町不妊治療費等助成事業実施要綱」をご覧ください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | （次の要件すべて満たす方）  ・夫婦ともに安芸太田町に住所があり居住実態がある方  ・広島県の不妊治療支援事業において、助成の承認決定をされた者  ・検査・治療を開始した際、原則、法律婚を対象とするが、事実婚関係にある者も対象とする。  ・町民税等を滞納していない方 |
| 助成額 | １回の治療につき、自己負担額が窓口支払額の３割となるよう助成  ※入院治療費及び食事代を含む。ただし、差額ベッド代及び病衣等日用品代は含めない。 |
| 対象治療 | 助成期間及び回数、対象となる治療内容は広島県不妊治療事業に準じます。  「広島県不妊治療支援事業」についてご覧ください。 |
| 申請書類など | ・広島県不妊治療支援事業承認決定通知書（写し）  ・広島県不妊治療助成申請に係る証明書（写し）  ・安芸太田町特定不妊治療費助成申請書（様式第９号）  ・医療機関発行の領収書（写し）、院外処方の薬局の領収書（写し）  ・振込先口座番号等が確認できるもの（写し）  ・法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類　（戸籍謄本等）（写し）  ※事実婚の場合は、夫婦それぞれの戸籍謄本、事実婚関係に関する申立書（様式第１３号）  ・住所を確認できる書類（住民票等）（写し）  ※事実婚の場合は、世帯全員記載、続柄記載のものを取得してください。 |
| 申請期限 | 広島県不妊治療支援事業実施要綱に基づく助成が決定した日から２か月以内 |
| 申請先  ・  問合せ先 | （1）広島県が実施している不妊治療支援事業へ申請してください。  　　　広島県西部保健所広島支所（保健課健康増進係）  　　　〒730-8511　広島市中区基町10-52　農林庁舎１階　　TEL：082-513-5526  （2）安芸太田町が実施している安芸太田町不妊治療費等助成事業へ申請してください。  安芸太田町　健康福祉課  〒731-3622　安芸太田町大字下殿河内236　TEL：0826-22-0196 |

